業界団体の長 様

大阪府住宅まちづくり部建築振興課長

宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の遵守について(依頼)

日頃から、大阪府住宅まちづくり行政の推進に御理解・御協力賜り厚く御礼申し上げます。 さて、今般、府内において、標記基準第9に規定する「宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く 行為」に該当する事案が発生しました。

具体的には、公益社団法人近畿圏不動産流通機構が管理する近畿レインズの物件情報の備考欄において、宅地建物取引業者が「外国人不可」等、人権尊重の観点から一部不適切な文言の入力をし、掲載されていました。このような行為は、差別に該当するだけでなく、これまで人権研修等を通じて差別事象の防止に努めてこられた貴団体及び全ての宅地建物取引業者の信頼を著しく損なう行為であります。

大阪府としましては、当該業者に対して必要な指導等を行うとともに、今後、このような行為に対しては、厳格な指導等を行う所存です。

つきましては、貴団体におかれましても、所属会員に対し、改めて標記基準の周知徹底と遵守要請をしていただきますようお願いいたします。

【事案の概要】

宅地建物取引業者が、近畿レインズの物件情報の備考欄に「外国人不可」等、人権尊重の観点から一部不適切な文言の入力をし、掲載されていた。

【宅地建物取引業法に基づく指導監督基準】※抜粋

(宅地建物取引業の運営に関し適正を欠く行為に対する指導等)

- 第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関し次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。
 - (1) 取引の対象となる物件が同和地区(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する 条例第2条第1号の規定による。)に所在するか否かについて調査すること又は取引関係者に 教示すること。
 - (2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという 理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。

【問合せ先】

大阪府 住宅まちづくり部建築振興課 宅建業指導グループ:水田、梅原

電話: (直通) 06-6210-9734